

交野市立世代間交流センターレストランスペース活用業務に関する仕様書

1. 名 称

交野市立世代間交流センターレストランスペース活用業務

2. 目 的

交野市立世代間交流センターレストランスペースを「障がい者の就労支援の場」とすることで障がい者の就労機会の拡大と自立を支援するとともに、来館者および利用者等の利便性の向上に資することを目的とする。

3. 期 間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

4. 所在地および面積等

(1) 所在地

交野市天野が原町5丁目5番1号

交野市立世代間交流センター1階の一部（別紙1「図面」参照）

(2) 面 積

159.42㎡

ア) 食 事スペース：96.49㎡

イ) 厨 房スペース：38.49㎡

ウ) その他スペース：24.44㎡

(3) 用 途

レストラン・カフェ等の運営

5. 経費負担

以下の費用は、運営事業者が負担すること。

(1) 最低管理料

年額 450,000円（消費税等相当額含む）

※消費税等相当額について、本業務の契約期間中に消費税率の改定があった場合は改定後の消費税率により算定した額とする。

(2) 光熱水費等

①電気料金、水道料金、下水道料金

メーター使用量に基づき指定管理者が算出した額とする。

②ガス料金

契約および解約等の手続きを含めて、運営事業者が行う。

- (3) 本業務の運営に必要な各種手続きに要する一切の費用
- (4) 厨房設備・什器・備品等（食器類含む）に係る購入および修繕に係る費用
厨房設備・什器・備品等については、運営事業者の負担により用意すること。
ただし、別紙3「備品一覧表」に掲載の備品については、無償で貸与を受け、使用することができる。
- (5) 店舗内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用（事前に書面により指定管理者を通して交野市の承認が必要）
- (6) 厨房・店舗内の清掃に係る経費及び防虫防鼠、消毒等の衛生管理に係る経費
- (7) 取替が必要となった消耗管球等の交換費用
- (8) 事業系一般廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処理に係る経費

6. 使用条件

(1) 営業時間

原則、交野市立世代間交流センターの開館日および開館時間の範囲内で運営事業者の提案により決定する。

開館日：休館日以外

開館時間：午前9時00分～午後9時30分

休館日：①祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）

②月曜日（月曜日が休日にあたる時は、その翌日）

③年末年始（12月28日～1月4日）

※ただし、月曜日は指定管理者の実施する事業で食事スペースの一部を使用する。

(2) メニューおよび価格

メニューおよび価格は、運営事業者が定める。

交野市立保健福祉総合センター（交野市立世代間交流センターを含む）には、幅広い層（年齢、性別等）の方が訪れることから、それらに対応したメニューを構成するとともに利用しやすい価格となるよう努力すること。

(3) 改装工事等

運営事業者は、自らの責任と負担において工事を行うことができる。

工事にあたっては、事前に指定管理者を通して交野市の承認が必要であり、決定に一定の期間（1ヶ月程度）を要するため、十分な期間をもって承認申請を行うこと。

(4) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める関係機関等への申請、届出等については、すべて運営事業者が自らの責任と負担において行うこと。

(5) 衛生管理

運営事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うこと。食品衛生法上の発生事案については、すべて運営事業者の責任と負担において対処するとともに、直ちに交野市及び指定管理者へ報告すること。また、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

(6) 火元責任者の配置

常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。なお、火災や地震発生の際及び訓練時等には、防火・防災管理者（指定管理者を含む。）の指揮命令に基づき行動すること。

(7) 事故等への対応

運営事業者は、事故防止を徹底すること。万一事故が発生した場合には、すべて運営事業者の責任と負担において対処するとともに、直ちに交野市及び指定管理者に報告すること。

(8) 利用者からの要望への対応等

利用者からの要望等には、運営事業者が責任をもって対応すること。また、要望内容等を可能な限り反映できるよう努めるとともに、必要に応じて指定管理者と協議の場を持つこと。

(9) 営業状況等の報告

運営事業者は、収支状況のほか、指定管理者が求める報告物について提出すること。

(10) 消防法上の措置等

消防関係法令について必要に応じて所轄消防署と協議等を行い、その結果を交野市及び指定管理者に報告すること。

7. 契約の解除

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続を用いずに、契約を解除することができる。その場合、当該解除によって生じた損失の補償を指定管理者に請求することはできない。

- (1) 指定管理者に納入すべき経費を3ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 契約書および仕様書の条項の定めに違反したとき。
- (3) 公募時に運営事業者が提出した企画提案書の内容に基づく運営が行われていないと認められるとき。
- (4) 運営事業者が銀行取引の停止又は破産、民事再生、会社更生等の申立てをするか、若しくは受けたとき。
- (5) 運営事業者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

8. 原状回復

業務期間が満了するときは満了する日までに、契約を解除されたときは指定管理者の指定する期日までに、運営事業者は自らの費用で物件を原状に回復し、指定管理者および交野市の検査を受けて返還しなければならない。ただし、指定管理者および交野市が原状に回復する必要がないと認めたときは現状のまま返還することができる。

なお、業務期間が満了する日又は指定管理者が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを行い、その費用を運営事業者の負担とする。この場合、運営事業者は何らの異議を申し立てることはできない。

9. 損害賠償

運営事業者は、その責に帰すべき理由により、当該業務物件の全部又は一部を滅失、又は棄損したときは、当該滅失又は棄損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。ただし、当該業務物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

また、運営事業者は、契約書および本仕様書に定める義務を履行しないために指定管理者および交野市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。

10. 法令の遵守

レストラン・カフェ等の運営にあたっては、関係法令および関係諸規定を遵守すること。

11. その他

様式5「企画提案書」に記載された事項は、本仕様書として取り扱うこととする。

ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると指定管理者が判断した場合は、指定管理者と運営事業者との協議により、項目の追加、変更または削除等を行う。

また、この仕様書に定めのない事項や本業務の運営に際し疑義が生じた事項については、指定管理者と運営事業者が協議して定めるものとする。